

令和８年度 町単 軽井沢町保育園給食調理業務委託

（長期継続契約）に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の概要

(1) 名称

令和８年度 町単 軽井沢町保育園給食調理業務委託（長期継続契約）

(2) 目的

この要領は、軽井沢町保育園給食調理業務の次期民間委託契約について、公募型プロポーザル方式により参加事業者の募集に関して必要な事項を定め、委託業者を選定することを目的とする。

(3) 内容

「軽井沢町保育園給食調理業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託契約期間及び実施期間

契約期間：契約締結の翌日から令和11年３月31日まで

実施期間：令和８年４月１日から令和11年３月31日まで

2. 提案限度額

２２１，１００千円（３ヵ年合計及び消費税及び地方消費税込みの額）

ただし、この金額は、契約時の予定価格ではなく、「仕様書」に示す業務に要する費用の規模を示すものである。また、令和８年３月議会において、令和８年度当初予算に変更が生じた場合は、この限りではない。

3. 実施形式

本事業の委託契約者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たしていること。なお、契約時までに応募資格を欠いた場合は契約をしないことができるものとする。

- (1) 委託業務を円滑に処理できるよう、安定かつ健全な財政能力を有している法人であること及び給食業者として当町の入札参加資格を有していること。なお、入札参加資格を有していない場合は、認定を受けることで同等の参加資格を得ること。
- (2) 募集開始日（公告日）に軽井沢町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要項等による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税および地方税等（すべての税）に滞納がないこと。
- (5) 軽井沢町暴力団排除条例（平成26年輕井沢町条例第17号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所の給食調理業務の実績を3年以上有していること。
- (7) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取り消しの日から起算して2年を経過していない法人でないこと。
- (8) 過去3年以内に、受注した保育所又は学校を対象とした給食調理業務委託において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分を受けていないこと。
- (9) 保育園での緊急時に速やかに対応できるよう、長野県内及びこの近郊（近隣で概ね2時間以内に駆けつけられると判断できる場所）に本社または営業所を本委託事業の開始前に設置し、緊急体制・調整の行える人員を配置できること。
- (10) 委託契約の締結時に履行保証人の確保及び代行保証制度に加入していること。なお、履行保証人は上記参加資格を全て満たしていること。

5. 募集内容

(1) 募集期間

令和7年10月14日（火）（公告日）から令和7年11月21日（金）

(2) 通知および入手方法

実施要領等の関係書類は、町ホームページからダウンロード可能。こども教育課窓口でも配布する。

(3) 申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び軽井沢町財務規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

(4) 提出書類

- ① 参加申込書（様式2）

- ② 参加資格要件該当誓約書（様式 3）
- ③ 会社概要（様式 4－1）
- ④ 業務受託実績書（様式 4－2・4－3）
- (5) 提出期限
令和 7 年 11 月 21 日（金）17 時必着
期限厳守（土、日及び祝日を除く。）
- (6) 提出場所
軽井沢町教育委員会 こども教育課児童係
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2353 番地 1
- (7) 提出方法
郵送又は持参とする
※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による
こととし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによ
る異議についてはこれを認めない。

6. 審査会参加者の決定

- (1) 参加申込書提出者に対し、参加決定の有無を下記のとおり通知する。
 - ① 通知発送日 令和 7 年 11 月 28 日（金）予定
 - ② 通知文書 参加資格審査通知書

7. 事業者説明会・施設見学会

参加を希望する事業者は、以下の書類により事前に申込みをすること。

- (1) 日 時 令和 7 年 10 月下旬～11 月上旬 指定日 13 時 30 分 予定
- (2) 会 場 軽井沢東保育園集合（事業者説明会、施設見学会）⇒軽井沢南保
育園（施設見学会）⇒軽井沢中保育園（施設見学会）⇒軽井沢西保
育園（施設見学会）
- (3) 提出書類 事業者説明会・施設見学会申込書（様式 1）
- (4) 申込期限 令和 7 年 10 月 24 日（金）
- (5) 持参物 白衣、マスク、帽子
- (6) その他 現地への移動は、各社で対応をお願いします。
- (7) 申込み方法

電子メール（表題に「事業者説明会参加申込み」と明記）により申し込む
こと。なお、質疑書提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

【提出先】 軽井沢町こども教育課児童係

電子メール jido@town.karuizawa.nagano.jp

電話 0267-45-8672

8. 質疑・回答

プロポーザル応募申請関連書類の作成に当たり質問がある場合は、質疑書に質問内容を記入し、下記のとおり提出してください。

なお、電話や来訪による口頭での質疑、期限を過ぎた質問は受け付けません。

(1) 提出方法

実施要領、仕様書等に係る質疑は、質疑書（様式5）によるものとし、電子メール（表題に「プロポーザル質疑書」と明記）により提出すること。なお、質疑書提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和7年10月31日（金）午前9時から令和7年11月7日（金）午後1時まで。（ただし、受信確認は、9時から17時まで。）

(3) 提出先

前期7の【提出先】と同じ

(4) 回答方法

令和7年11月19日（水）までに電子メールにより回答する。

9. 企画提案書

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。原則として、企画提案書は1者1提案とする。また、企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

(1) 提出書類

- ① 見積書及び内訳書（様式6）
- ② 提案書（様式7（様式7-1～7-6））

次の事項については必ず記載すること。

項 目	内 容
保育所給食への理解	・ 会社の方針と強み ・ 安全で安心な給食の提供に関する知識・理解 ・ 食育についての考え方 ・ 保育園や児童係との連携や行事への対応 ・ 衛生管理 ・ 調理技術
人員配置・人材育成	・ 予定している調理責任者、副責任者の配置 ・ 調理責任者及び副責任者以外の人員配置 ・ 勤務時間と勤務形態 ・ 人員確保 ・ 研修、人材育成

	・巡回指導体制
個別対応	・食物アレルギーを持つ児童への対応 ・様々な配慮食への対応
事故対応	・過去3年間の異物混入、食物アレルギー事故の件数及びその内容 ・異物混入や食物アレルギー事故防止策および発生時の対応や改善策 ・履行保証人の確保 ・団体生産物賠償責任（食中毒）保険の加入状況 ・緊急災害時の対応
その他	・受注業者としての抱負、独自の提案等
コスト	・全体経費の見積り内容

(3) 作成にあたっての留意事項

- ① 提出書類は、A4縦型のフラットファイルなどで1部ずつ綴り、インデックスラベルを付すこと。また、正本・副本の別を明記すること。
- ② 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- ③ 提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- ④ 提案書の下段余白中央にページ番号を付すること。
- ⑤ 提案書表紙には、提出年月日を記載し、正本には、会社名・会社印及び代表者名・代表社印を記名押印すること。
- ⑥ 提案書の各ページには、企画提案者が分かるような社名等の特定ができる情報は記入しないこと。
- ⑦ 企画提案書の内容等について、こども教育課担当者から、必要に応じて問い合わせをする場合があるので、担当者の氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス等）を提案書（正本）の表紙に明記すること。

(4) 提出期間

令和7年12月1日（月）9時から令和7年12月12日（金）17時まで

(5) 提出先

軽井沢町こども教育課児童係

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2353番地1

(6) 提出方法

直接持参又は郵送

(7) 提出部数

正本 1 部

副本 6 部

9. 審査

(1) 審査会開催日

- ① 日 時 令和 7 年 12 月 22 日 (月) ※開催時間は別に通知
- ② 場 所 軽井沢町中央公民館
- ③ 出席者 3 名以内 (エリアマネージャー等保育担当責任者を必ず含めること。)

※ プレゼンテーションの時間は 20 分とする。

※ ヒアリングの時間は 10 分程度とする。

※ 企画提案書の提出者が 1 者の場合であっても当該企画競争は成立とすることとする。

※ プロジェクター、スクリーン及びマイクは、当町が用意する。パソコンを使用する場合は、参加者が持参すること。ただし、プロジェクターとの不具合が生じる可能性もあるため、留意すること。

(2) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、町が設置する「令和 8 年度 町単 軽井沢町保育園給食調理業務委託事業者審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)が行う。

(3) 審査基準・審査方法

- ① 審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、(プレゼンテーション・ヒアリング内容)等を審査基準に基づき以下の内容について総合的に審査する。(別表参考例)
- ② 各委員が採点した結果を集計し、合計点を評価する方式(得点方式)及び各委員の評価順位を評価する方式(順位方式)を併用する。
- ③ 得点方式で合計点が最も高い者、かつ、順位方式で最も多くの委員から第一順位に評価された者を候補者に、次に得点が高い者、かつ順位方式で次に多くの委員から第一順位に評価された者を次点とする。
- ④ ③により両方式の該当者が一致しない場合又は同点により該当者が複数いる場合は、それぞれの方式の該当者の中から、審査委員会において協議し、候補者を決定する。
- ⑤ ④により決定しない場合は、審査委員会において協議し、候補者を決定する。

10. 審査結果

(1) 通知方法

審査を受けた全参加者に対して、審査結果通知書及び審査結果集計表で通知する。

(2) 通知日

令和8年1月8日（木）（予定）に郵送にて配布する。

11. 日程

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和7年10月14日（火）
② 事業者説明会・施設見学会参加申込期限	令和7年10月24日（金）
③ 事業者説明会・施設見学会	令和7年10月下旬～11月上旬指定日
④ 実施要領等に関する質疑受付期間	令和7年10月31日（金）から 令和7年11月7日（金）まで
⑤ 実施要領等に関する質疑回答	令和7年11月19日（水）までに
⑥ 参加申込書の提出期限	令和7年11月21日（金）
⑦ 参加申込者の参加結果の通知発送	令和7年11月28日（金）
⑧ 企画提案書等の受付期間	令和7年12月1日（月）から 令和7年12月12日（金）まで
⑨ プレゼンテーション及び審査	令和7年12月22日（月）
⑩ 審査結果の通知発送	令和8年1月8日（木）
⑫ 業務委託契約の締結	令和8年2月上旬
⑬ 業務の引継ぎ （調理業務の合同実施）	令和8年3月2日（月）から 令和8年3月31日（火）まで
⑭ 給食調理業務委託開始	令和8年4月1日（水）

12. 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しない。

(2) 提出された提案書等は、提出後において差し替え及び追加・削除は一切認めない。

(3) 町が追加資料の提出を求めることがある。

13. 情報公開

軽井沢町公式ホームページにおいて行う。

1 4. 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- (1) 提案を行った参加者が、参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合。
- (3) 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (4) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。
- (5) プレゼンテーション又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合。
- (6) 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合。
- (7) 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合。
- (8) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合。

1 5. 契約締結

- (1) 契約は、選定された最優秀提案者と町との間で、企画提案書に記載された内容に基づき協議を行い、契約における仕様書の内容を定め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法により契約を締結することを原則とする。また、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案書の内容をもって契約するとは限らないことに留意すること。
- (2) 本業務の目的達成のために必要な範囲で、項目・数量等を追加・変更・削除する場合がある。この場合、提案上限額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。
- (3) 最優秀提案者との協議が不調となった場合には、優秀提案者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することとする。

1 6. その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- (2) 緊急又はやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできない。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出期限後における企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。

- (5) 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 参加承諾後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面により、担当課へ届け出ること。
- (7) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、町が契約候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、軽井沢町公文書公開条例（平成11年輕井沢町条例第21号）に基づき公開することがある。
- (8) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (9) 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。
- (10) 電子メール、郵便等の通信、郵送事故については、本町はいかなる責任も負わない。

17. 問い合わせ

所在地 〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2353番地1
担 当 軽井沢町教育委員会 こども教育課 児童係
電話番号 0267-45-8672
FAX 0267-46-1152
M a i l jido@town.karuizawa.nagano.jp